

令和9年度（2027年度）の教育実習を希望する卒業生へ

教育実習は、実習とはいえ教育現場で行われる以上、生徒一人一人にとってはその都度一回限りの取り返しのつかないものであり、試行錯誤が許されないものであることは言うまでもありません。実習は法規的には大学が行うものですが、多くの場合は本人の出身校などが大学からの依頼を受けて協力するという形で成立しているのも事実です。本校では、教育活動に支障のないと判断する限りにおいて最低限度の受け入れを行っています。以上のことを十分に認識した上で、問い合わせを行ってください。

1. 教育実習実施期間（予定）

令和9年5月31日(月)より2週間、又は、3週間。

※ 原則として上記期間で実施しますが、申込が多数の場合などは、9月1日より2,3週間として実施することがあります。その際は、申込者に改めて連絡します。

2. 資格

本校の卒業生であり、教職を志す者

3. 申込受付について

令和8年5月1日～7月31日

希望者は上記期間中に、以下の手続きを行ってください。

- ① 教務部長に問い合わせをする。
- ② 「教育実習申込書」（本校指定の様式）に必要事項を記入し、提出する。

4. 内諾の決定について

令和8年9月下旬までに受け入れの可否を決定します。受け入れ人数には限りがあります。可否が決まり次第、申込者に直接連絡します。

5. 実習開始までの事前手続き

【実習前年度】必要に応じて本校から大学へ「教育実習内諾書」を発行します。その際、本校の教育実習受け入れ条件を示します。

【実習年度】4月中旬に、正式な依頼書または申請書を大学から本校へ送付していただきます。必要に応じて本校から大学へ「教育実習承諾書」送付し、事前手続きは完了します。

6. 実習受け入れ確定後の流れと注意事項

指導教諭は実習年度の4月中旬に決定しますので、4月下旬に本校へ問い合わせてください。その後、指導教諭と連絡をとり、実習開始までに事前の打合わせを行います。